

東京都公報

発行

東京都

目次

告示

- 公共測量の実施（三件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 基本測量の実施……………（同）…一
- 基本測量の終了……………（同）…一
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………（同）…二
- 建築基準法による道路の指定の変更……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- クリーニング師の研修の指定……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…四
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…四

告示

●東京都告示第千十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量（修正測量）
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 令和四年六月十七日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千二十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 大田区羽田六丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年六月二十三日から同年十二月一日まで

●東京都告示第千二十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 大田区南馬込三丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年六月二十三日から令和五年一月十六日まで

●東京都告示第千二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（一等水準測量）
- 三 測量の区域 文京区、豊島区、板橋区、江戸川区、江東区、中央区、千代田区、港区、品川区及び大田区各地内
- 四 測量の期間 令和四年六月一日から令和五年二月二十八日まで

●東京都告示第千二十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了

した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 令和四年一月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第千二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和四年六月二十日 清瀬市竹丘一丁目千二百六十四番二の一部、同番十八、同番二十八、一部、同番三十六、同番六十一、同番六十八、同番六

十九及び同番八十三

●東京都告示第千二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和四年六月二十日 多摩市一ノ宮三丁目一番十四、同番十四地先及び二番二

●東京都告示第千二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路 令和四年五月十七日 稲城市大字坂浜字十六号千八百四番一の一部、同番地先並びに千八百五十五番三、同番五及び千八百五十九番二の各一部

●東京都告示第千二十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

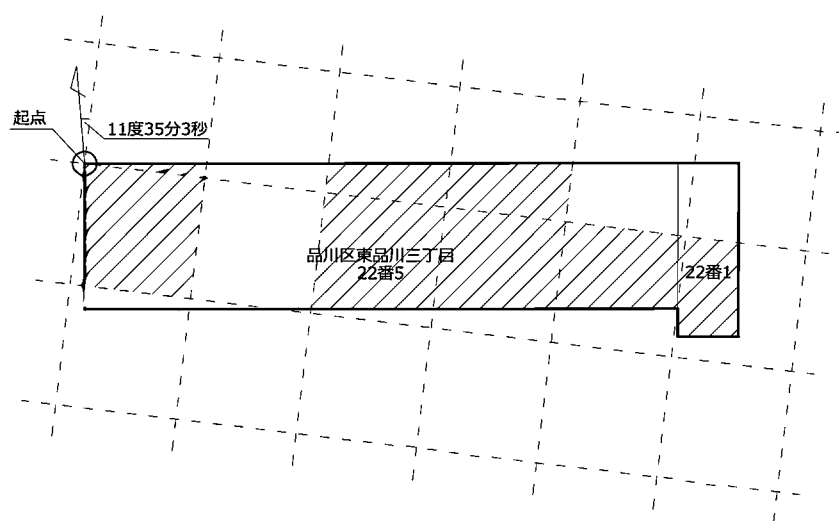
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東品川三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



〈凡例〉

----- 単位区画

—— 筆境界

—— 調査対象地

 形質変更時要届出区域
(規則第58条第5項第12号に
該当する区域)

〈起点〉

起点は、品川区東品川三丁目22番5の
最北端の境界杭とする。

〈格子の回転角度〉 11度35分3秒

格子の回転角度は、起点を通り、
東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線
により形成される格子を、起点を中心と
して右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八
条の二第一項の規定に基づき、クリーニング師の研修を次
のように指定する。

令和四年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 研修の主催者の 公益財団法人全国生活衛生営業指導
名称及び所在地 センター
港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の開催年月 令和四年九月四日
日並びに会場の 日本クリーニングセンター
名称及び所在地 文京区後楽二丁目三番十号
- 三 受講料 五千円

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年七月四日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名
名 取 伸 明

昭島市緑町五丁目二千八百二 立川市柏町三丁目二十八番
十五番一、同番三、同番三地の一
先、同番四、二千八百二十六 株式会社ユタカホーム
番一及び同番三から同番五ま 代表取締役 山下 隆仁
で
立川市上砂町三丁目十九番九 武蔵野市境二丁目二番二号

及び同番九地先

株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

小金井市緑町五丁目二千四百
三十七番十八、二千四百三十
八番一、同番二及び同番四
野村不動産株式会社
代表取締役 松尾 大作

西東京市谷戸町一丁目二千八
百三十五番二及び同番五の各
一部、二千八百三十六番一、
同番七並びに同番十の一部
西東京市泉町一丁目十五番
十四号 下田 京子

府中市矢崎町五丁目五番一、
同番一地先、同番四及び同番
五 西東京市北原町三丁目二番
二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

狛江市東野川一丁目二百九十
九番一及び同番八
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

小平市小川町二丁目二千六十
二番四、同番七及び同番九
小平市天神町四丁目十四番
二十四号
スイトルーム株式会社
代表取締役 手塚 一之

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更にについて届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体に
あつては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和四年七月四日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
に到着するよう提出してください。
令和四年七月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 セレオ国分寺
- 二 店舗所在地 国分寺市南町三丁目二十番三号
- 三 設置者名 株式会社J-R中央線コミュニティ
デザイン
- 四 設置者住所 小金井市本町一丁目十八番十号
- 五 変更前の小売業者
の氏名又は名称 株式会社丸井ほか六十名
- 六 変更後の小売業者
の氏名又は名称 株式会社丸井ほか五十五名
- 七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称 ロクシタンジャポン株式会社ほか
十三名
- 八 変更前の小売業者
の住所 港区南青山五丁目一番二五階
（株式会社パーク・コーポレーシ
ョン）ほか
- 九 変更後の小売業者
の住所 港区南青山五丁目六番二十六号七
階（株式会社パーク・コーポレー
ション）ほか
- 十 変更前の小売業者
の代表者名 小山 順子（ロクシタンジャポン
株式会社）ほか
- 十一 変更後の小売業
者の代表者名 木島 潤子（ロクシタンジャポン
株式会社）ほか
- 十二 変更日 令和四年五月八日ほか
- 十三 届出日 令和四年五月三十一日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十五 縦覧期間	令和四年七月四日から同年十一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	ひばりが丘駅南口地区再開発ビル
二 店舗所在地	西東京市ひばりが丘一丁目千六百番地
三 設置者名	鈴木康元ほか八名
四 設置者住所	新宿区中井二丁目二番十号ほか
五 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社いなげやほか四十五名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社いなげやほか四十三名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ゾフほか三名
八 変更前の小売業者の住所	渋谷区神泉町八番十六号（株式会社ヌーヴ・エイ）
九 変更後の小売業者の住所	港区西麻布二丁目二十四番十一号（株式会社ヌーヴ・エイ）
十 変更前の小売業者の代表者名	上野 剛史（株式会社ゾフ）ほか
十一 変更後の小売業者の代表者名	上野 博史（株式会社ゾフ）ほか
十二 変更日	令和四年一月二十三日ほか
十三 届出日	令和四年六月一日
十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十五 縦覧期間	令和四年七月四日から同年十一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	積水桜が丘ビル
二 店舗所在地	東大和市桜が丘二丁目百四十二番一号
三 設置者名	三井住友信託銀行株式会社
四 設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番一号
五 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社イトーヨーカ堂ほか三名
六 変更前の小売業者の住所	品川区西五反田七丁目二十二番十七号（株式会社HAP iNS）ほか
七 変更後の小売業者の住所	新宿区北新宿二丁目二十一番一号（株式会社HAP iNS）ほか
八 変更前の小売業者の代表者名	三枝 富博（株式会社イトーヨーカ堂）ほか
九 変更後の小売業者の代表者名	山本 哲也（株式会社イトーヨーカ堂）ほか
十 変更日	令和四年四月一日ほか
十一 届出日	令和四年六月二日
十二 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十三 縦覧期間	令和四年七月四日から同年十一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	品川プリンスホテル
二 店舗所在地	港区高輪四丁目十番三十号
三 設置者名	株式会社西武リアルティソリユーションズ
四 設置者住所	豊島区南池袋一丁目十六番十五号
五 変更前の設置者名	株式会社プリンスホテル
六 変更後の設置者名	株式会社西武リアルティソリユーションズ
七 変更前の設置者の代表者名	小山 正彦
八 変更後の設置者の代表者名	上野 彰久
九 変更日	令和四年四月一日
十 届出日	令和四年六月十六日
十一 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十二 縦覧期間	令和四年七月四日から同年十一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十三 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

